

区民体育大会 秋季大会

対象 区内在住・在勤・在学の方 **締切り** 各競技要項をご覧ください

**申込用紙の配布
競技要項の閲覧** 区役所3階スポーツ振興課、荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、荒川区ホームページ ※詳細は、競技要項をご覧ください

◆個人競技

種目	期日	会場	費用	
			一般	中学生以下
ソフトテニス	8月27日、9月10日・17日の日	東尾久運動場、区内中学校	各500円	各200円
バドミントン	9月17日、11月12日の日	荒川総合スポーツセンター	3000円	2000円
空手道	9月24日(日)		500円	200円
卓球	10月1日(日)・9日(祝)		2500円	—
クレー射撃	10月1日(日)	筑波射撃場(茨城県つくば市大形2049)	2500円	—
弓道	10月9日(祝)	荒川総合スポーツセンター	各500円	各200円
テニス	10月9日(祝)・15日(日)・22日(日)	荒川自然公園、東尾久運動場		
剣道	10月15日(日)	荒川総合スポーツセンター	2000円	—
柔道				
ミニテニス	10月22日(日)	東尾久運動場	1000円	500円
グラウンド・ゴルフ	10月24日(火)			
ダンススポーツ	10月29日(日)	荒川総合スポーツセンター	2000円	—
ボウリング	11月3日(祝)	アイビーボウル向島(墨田区東向島3-13-10)	1000円	500円
ライフル射撃	11月19日(日)	荒川総合スポーツセンター	各500円	—
合気道				

※陸上競技は舎人公園陸上競技場改修工事のため、開催中止

◆団体競技

種目	期日	会場	費用	
			一般	中学生以下
サッカー(一般)	9月17日～11月26日の日・祝 ※11月19日を除く	少年運動場	5000円	—
バレーボール	9月18日(祝)、11月5日(日)・26日(日)	荒川総合スポーツセンター	3000円	1000円
バスケットボール	9月23日(祝)、10月9日(祝)・15日(日)・22日(日)・29日(日)、11月3日(祝)・5日(日)・12日(日)、12月10日(日)		4000円	—
ゲートボール	10月15日(日)	東尾久運動場	500円(1人)	200円(1人)
ビーチボール	11月3日(祝)	荒川総合スポーツセンター	2000円	—

問合せ スポーツ振興課スポーツ事業係 ☎内線3374

介護保険料のお知らせ

**申請
問合せ** 介護保険課資格保険料係(区役所2階) ☎内線2441

7月10日に介護保険料納入通知書を送付しました

65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況や合計所得金額等を基に算定します。自身の介護保険料と納付方法等は、納入通知書を確認してください。

- **特別徴収の方**…対象年金(老齢・退職・障害・遺族)を受給している、受給額が年額18万円以上の方は、年金から保険料を差し引きます
- **普通徴収の方**…特別徴収に該当しない方は、普通徴収です。送付する納付書で金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、区役所2階介護保険課、各区民事務所で納めてください。また、納め忘れのない口座振替(月末に引き落とし)も、ぜひ、ご利用ください。希望する方は、お問い合わせください

納期内に納付してください

納期限を過ぎた場合、滞納日数に応じて延滞金を加算して徴収します。

失業等で収入の著しい減少があったときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

所得段階	対象者	年間保険料	
第1	▶生活保護を受けている方 ▶老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万218円	
第2	本人非課税	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万4992円
第3		世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方	5万4432円
第4		本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	6万6096円
第5		本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる場合で、第4段階以外の方	7万7760円
第6	本人課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方	8万5536円
第7		前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	10万1088円
第8		前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	12万528円
第9		前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	14万3856円
第10		前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	17万4960円
第11		前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	21万3840円
第12		前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	24万8832円
第13		前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	25万6608円
第14		前年の合計所得金額が2000万円以上3000万円未満の方	26万4384円
第15		前年の合計所得金額が3000万円以上の方	27万2160円

介護保険料の減額が受けられます

令和5年度の介護保険料について、所得段階が第2・第3段階の方を第1段階に減額する、区独自の介護保険料減額制度を実施しています。

対象

次のすべてを満たす方

- ①世帯の令和4年中の収入が120万円以下(世帯員が2人以上の場合は、1人増えるごとに50万円加算した額以下)
- ②世帯の預・貯金額の合計が、①の2分の1以下
- ③介護保険料を滞納していない

減額期間

申請書を提出した月(7月31日)までに申請した方は年度当初)～令和6年3月31日(日)

持ち物

本人と世帯全員の収入や預・貯金額がわかるもの(年金等が振り込まれている通帳等)、年金額改定通知書の写し